

人事行政の運営等の状況の公表

令和5年11月

松山市

地方公務員法および松山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和4年度の人事行政の運営状況などの概要を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

令和4年度の新規採用者数の詳細は以下のとおりです。

〈前期日程〉

区分	事務職 (上級)	事務職 (自己アピール型)	技術職 (上級)	消防職 (上級)	薬剤師	獣医師	保健師
男	12	0	8	4	2	0	0
女	16	1	5	0	0	1	6
合計	28	1	13	4	2	1	6

〈後期日程〉

区分	事務職 (初級)	幼稚園 教諭	事務職 (実務経験者)	技術職 (初級)	保育士	栄養士	保健師
男	2	0	1	2	1	0	0
女	0	1	0	0	17	2	2
合計	2	1	1	2	18	2	2

区分	消防 (初級)	技術職 (実務経験者)
男	3	3
女	2	4
合計	5	7

〈会計年度任用職員〉

区分	人数
男	24
女	46
合計	70

※パートタイム会計年度任用職員を除きます。

※令和4年4月1日付採用者数で、年度途中の採用者は含みません。

※再度の任用及び最長任期が到来し、再度試験に合格した採用者は含みません。

(2) 退職者の状況

令和4年度の定年退職者と定年前退職者（自己都合や死亡など）の状況は以下のとおりです。

区分	人数
定年退職	48
定年前退職	52
合計	100

※任期付職員・会計年度任用職員を除きます。

(3) 職員数の状況

(ア) 年次別職員数（各年4月1日現在、単位：人、△はマイナス）

部門	区分	業務内容	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
一般行政部門	議会	議会に関すること	21	20	△1	－
	総務・企画	人事や企画・広報、戸籍などに関すること	562	586	24	・支所職員の集計区分を他区分から変更したことに伴う増 ・ねんりんピック開催に伴う増
	税務	市税に関すること	147	143	△4	業務移管に伴う減
	農林水産	農林水産業に関すること	92	88	△4	豪雨災害対応縮小に伴う減
	商工・労働	中小企業支援や観光などに関すること	80	79	△1	－
	土木	市道や水路、公園などに関すること	339	339	0	－
	民生	子どもや福祉などに関すること	640	629	△11	支所職員の集計区分を他区分へ変更したことに伴う減
	衛生	保健や環境などに関すること	374	354	△20	新型コロナの感染症分類見直しに伴う減
一般行政部門小計			2,255	2,238	△17	
特別行政部門		教育や消防に関すること	722	730	8	救急需要増加に伴う増
公営企業等会計部門		水道・下水道や特別会計に関すること	417	419	2	－
合計			3,394	3,387	△7	

(注) 1 総務省が毎年実施している「地方公共団体定員管理調査」に基づく数値です。この職員数は一般職に属する職員数であり、定数外職員である休職者、派遣職員なども含んでいます。

2 主な増減理由「－」は、増減なしまたは全体調整に伴う増減を表しています。

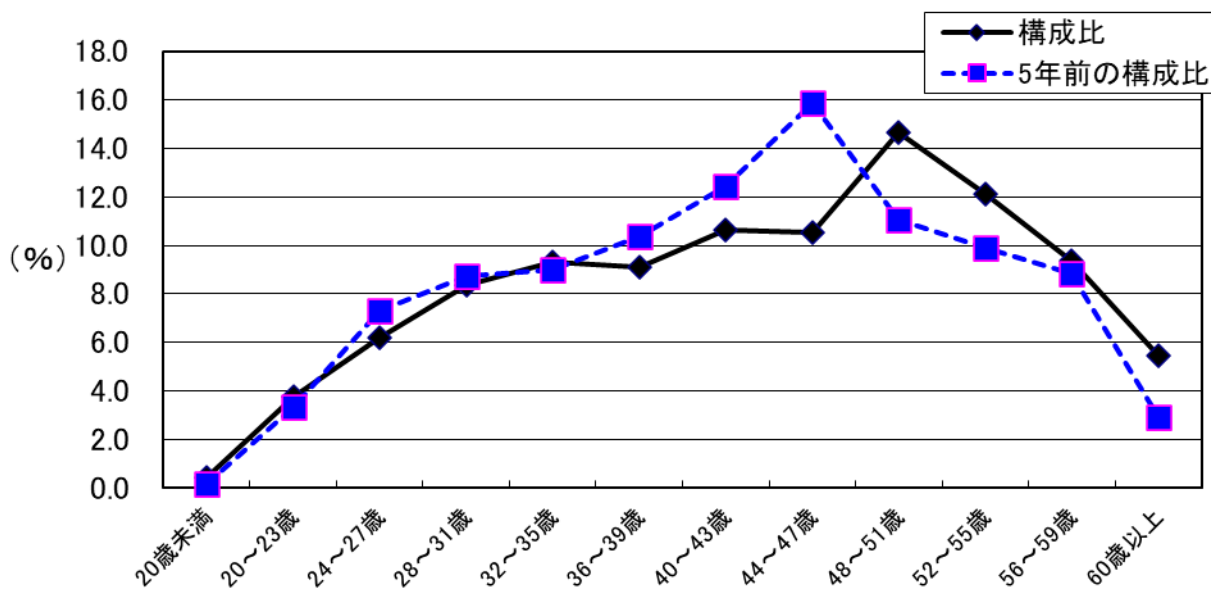
(イ) 類似団体職員数との比較

類似団体とは、人口と産業構造から類似する市町村をグループに分けたものです。本市の職員数は、これまで事務事業の適正化、民間活力の活用、組織改革を行うなど、定員抑制に努め、令和4年4月1日時点の一般行政部門の職員数（2,255人）は、類似団体（中核市）との比較でもマイナス213人（約91%）と大幅に下回っています。

部門	職員数		比較結果	
	松山市	類似団体 (中核市)	人数	率
一般行政部門計	2,255人	2,468人	△213人	類似団体（中核市）の約91%の職員数
普通会計部門計	2,977人	3,433人	△456人	類似団体（中核市）の約87%の職員数

- (注) 1 普通会計部門は、一般行政部門と特殊行政部門（教育・消防）の合計です。
 2 類似団体別職員数の状況は、年度末に総務省から示されるデータを基に算出するため、類似団体（中核市）との直近の比較は「令和4年4月1日時点での職員数」を用いています。

(ウ) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	14人	127人	209人	284人	316人	309人	361人	356人	497人	411人	318人	185人	3,387人

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、次のような人事評価を行い、賞与及び昇給・昇任・昇格・配置換などに反映しています。

- (1) 仕事の結果を評価する「業績評価」と、結果をもたらすプロセスとして、職務上見受けられた姿勢や態度・行動などを評価する「職務遂行評価」を実施しています。
- (2) 透明性と信頼性を確保するとともに能力開発の目標とするため、評価項目や基準などを公表し、また、意識改革の契機とするために自己評価を行っています。
- (3) 部下から上司、課員同士の評価などを実施し、上司のみの評価と比較してデータの信ぴょう性や妥当性を検証する材料としています。
- (4) 評価の結果は、本人の申し出に基づき公開し、結果に対する苦情については、人事課で処理しています。

■昇給への反映（行政職）

昇給は、毎年1月1日に勤務成績に応じ、以下のとおり行われます。

勤務成績	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給幅	6号給 ※1号給	4号給 (管理職)3号給 ※昇給なし	2号給 ※昇給なし	昇給なし

※は55歳以上の職員に適用する

■勤勉手当への反映（行政職）

賞与（勤勉手当）は、勤務成績に応じて、以下の成績率で算出します。

（令和5年6月期）

勤務成績	優秀	良好	良好でない
成績率	109.0/100	97.0/100	93.0/100 以下

3 給与の状況

(1) 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費とは、職員に支給された給与、退職手当及び共済組合負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与、議員報酬などの総額をいいます。

令和4年度普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

住民基本台帳人口 (令和5年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 令和 3年度の 人件費率
503,865 人	2,098 億 9,181 万円	41 億 4,860 万円	275 億 148 万円	13.1%	12.0%

(注) 1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計決算です。

(イ) 職員給与費の状況（普通会計決算）

職員給与費とは、人件費のうち、職員に支給される報酬及び給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等（退職手当を除く。）をいいます。

職員数 (A)	給与費				1人 当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
2,976 人	113 億 5,898 万円	27 億 349 万円	43 億 4,798 万円	184 億 1,044 万円	619 万円
596 人	12 億 7,671 万円	1 億 4,963 万円	2 億 1,916 万円	16 億 4,551 万円	276 万円

- (注) 1 上段は、令和4年4月1日現在の地方公務員給与実態調査での普通会計（短時間勤務職員・会計年度任用職員は除く）の状況です。
 2 下段は、令和4年4月1日のフルタイム会計年度任用職員の状況です。
 3 内訳ごとに数字を端数処理しているため、合計と合わない場合があります。

(ウ) 特記事項

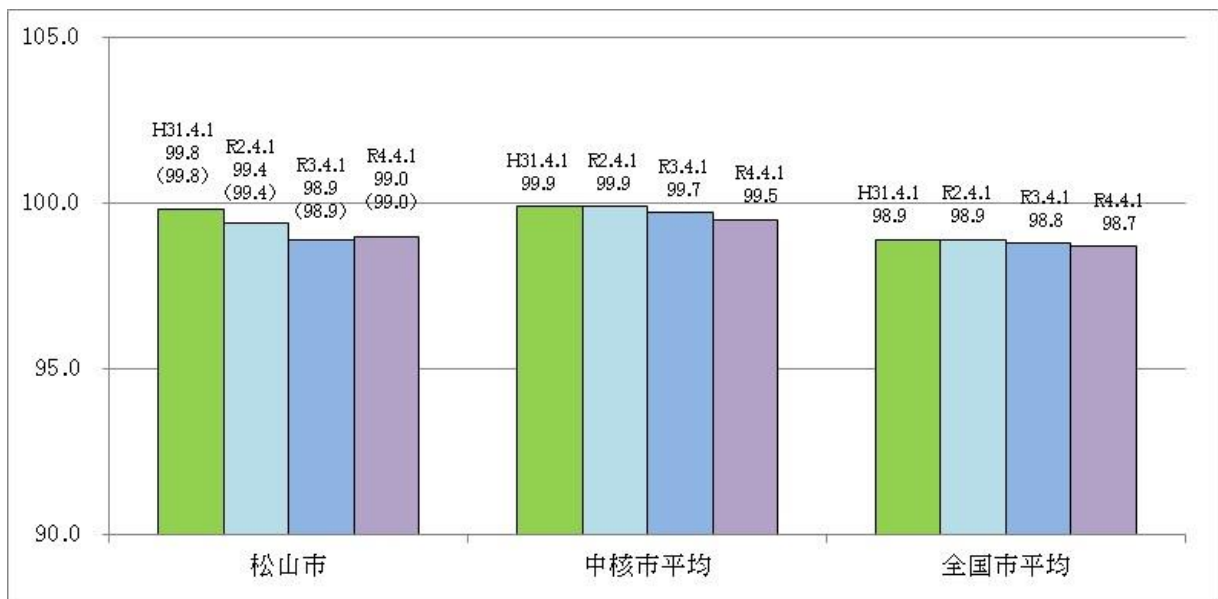
【特別職】

本市の厳しい財政事情を考慮し、平成 26 年 4 月から、特別職の給料及び期末手当について、市長は 8%、副市長・教育長・公営企業管理者は 6%、常勤の監査委員は 4%、それぞれ減額して支給しています。

(I) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員の職員数と同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数です。

給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大 20%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が 76%（令和 5 年 4 月 1 日現在）であるのに対し、市職員は 0.6%（令和 5 年 4 月 1 日現在）となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。



(2) 職員の平均給料月額、初任給等の状況（令和5年4月1日現在）

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況

給料とは、手当や賞与などを含まない基本給のことをいいます。

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
松山市	43.7 歳	323,000 円	54.2 歳	338,380 円
国	42.4 歳	322,487 円	51.2 歳	286,942 円

(イ) 職員の初任給の状況

区分		松山市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	190,700 円	192,677 円	総合職 189,700 円 一般職 185,200 円
	高校卒	158,900 円	159,710 円	一般職 154,600 円
消防職	大学卒	205,800 円		
	高校卒	175,600 円		
技能労務職		167,100 円		

(注) 技能労務職の初任給は、年齢により基準が設けられており、満 18 歳の場合の金額です。

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	252,904 円	290,796 円	355,148 円
	高校卒	232,100 円	- 円	279,714 円
消防職	大学卒	273,500 円	315,727 円	358,833 円
	高校卒	- 円	- 円	323,113 円
技能労務職		- 円	- 円	- 円

(注) ・消防職（高卒・経験年数 10 年）、技能労務職（経験年数 10 年・15 年）は該当者が不在のため、掲載していません。

・一般行政職（高校卒・経験年数 15 年）、消防職（高校卒・経験年数 15 年）、技能労務職（経験年数 20 年）は、対象者が少数のため、掲載していません。

・経験年数とは、概ね以下のとおりです。

- ① 学歴取得後すぐに本市へ採用された職員 市職員として在職した年数
- ② 学歴取得後他へ就職した期間等を経て本市へ就職した職員
他へ就職していた期間のおおむね 8 割（無職の場合は 2.5 割）の期間と市職員として在職した期間を合算した年数

(3) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

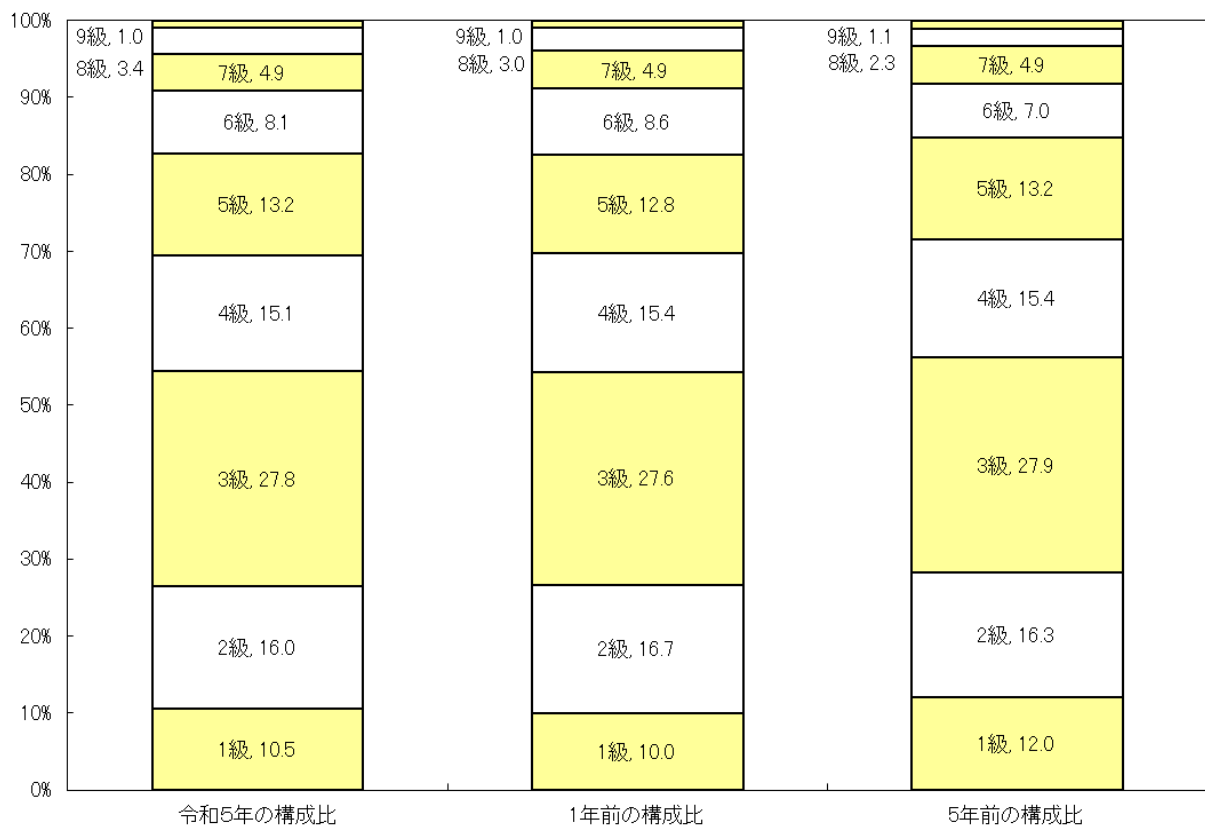
(ア) 一般行政職の級別職員数の状況

一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務内容により1級から9級までの区分に分かれています。級別職員数とその構成比は以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	199人 (0人)	10.5% (0%)
2級	主事・技師	303人 (11人)	16.0% (10.7%)
3級	主任	526人 (20人)	27.8% (19.4%)
4級	主査	286人 (37人)	15.1% (35.9%)
5級	副主幹	250人 (16人)	13.2% (15.5%)
6級	主幹	153人 (17人)	8.1% (16.5%)
7級	課長	92人 (2人)	4.9% (1.9%)
8級	副部長	64人 (0人)	3.4% (0%)
9級	部長	18人 (0人)	1.0% (0%)
合計		1,891人 (103人)	100% (100%)

(注) 1 ()内は、常勤の再任用職員数で内数です。

2 構成比は、合計しても100%にならない場合があります。



(4) 職員の手当の状況（令和5年4月1日現在）

職員には、給料のほかに各職員の生活実態や勤務条件に応じ、各種手当を支給しています。

主な手当は、おおむね国と同じ内容となっており、以下のとおりです。なお、各手当の支給実績及び1人当たりの平均支給額は、令和4年度全会計ベース（会計年度任用職員を除く。）の額です。

(ア) 期末手当・勤勉手当

区分	松山市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和4年度 支給割合	2.40月分 (1.35月分)	標準 2.00月分 (0.95月分)	2.40月分 (1.35月分)	標準 2.00月分 (0.95月分)
加算措置の 状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 勤勉手当への勤務成績の反映は、2「職員の人事評価の状況」を参照してください。

(イ) 退職手当

区分	松山市		国	
	自己都合	定年・早期退職	自己都合	定年・早期退職
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例 措置 (2～45%加算)		定年前早期退職特例 措置 (2～45%加算)
1人当たり平均支給額 (令和4年度)	207万3千円	1,969万円		

(注) 1 支給率は、令和5年4月1日現在の月数を記載しています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当

支給実績（令和4年度）			1,332万6千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			70万1千円	
区分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師以外	東京都特別区	20.0%	16人	20.0%
医師		16.0%	3人	16.0%

(I) 特殊勤務手当

区分		全職種
支給実績（令和4年度決算）		1億1,565万円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		11万3千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		21.9%
手当の名称	主な支給対象業務	支給単価
外勤徴収等手当	外勤徴収などに直接従事	日額200円以内
保健衛生業務等手当	感染症が発生した場合におけるまん延防止の業務など、保健衛生業務に直接従事	日額290円以内ほか
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、または発生するおそれのある現場などにおいて行う作業に従事	日額730円以内
	消防署に勤務する職員が火災等の災害出勤業務及び救急業務に従事	1回につき200円
	はしご車等を使用して高所・その他危険性の高い現場で業務に従事	日額220円
	消防職員で救急救命士の資格を有するものが救急業務等に従事	日額250円
用地交渉等手当	土地の取得などまたは損失補償に関する交渉業務に直接現地などで従事	日額650円以内
特殊現場業務手当	行路死亡人に関する業務に直接従事など	1体につき3,000円以内ほか
特殊労務等勤務手当	ごみ収集など不快な業務に直接従事など	日額1,300円以内ほか

(オ) 時間外勤務手当

区分	支給実績	1人当たり平均支給年額
令和4年度	15億7,745万円	36万9千円
令和3年度	14億7,963万円	36万2千円

(5) その他の主な手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (例) 配偶者 6,500円 子 10,000円	なし	4億2,811万円	24万9千円
住居手当	持家居住者 なし 借家居住者 上限27,000円	なし	2億2,485万円	27万6千円
通勤手当	交通用具使用者 片道2km以上3km未満 2,500円 片道3km以上5km未満 2,700円 片道5km以上10km未満 4,900円 片道10km以上15km未満 8,100円 片道15km以上20km未満 10,400円 片道20km以上25km未満 12,700円 片道25km以上30km未満 15,000円 片道30km以上35km未満 17,300円 片道35km以上40km未満 19,600円 片道40km以上 21,900円 交通機関使用者 最長6箇月の定期券などの価格による一括支給（1箇月当たりの支給限度額55,000円）	交通用具使用者について、国は使用距離区分60km以上24,500円まで	2億8,502万円	7万3千円

(6) 特別職の報酬などの状況（令和5年4月1日現在）

区分		報酬月額など	
給料	市長	1,030,400円	(1,120,000円)
	副市長	845,060円	(899,000円)
報酬	議長	732,000円	
	副議長	654,000円	
	議員	623,000円	
期末手当	市長・副市長	(支給割合)	3.30月分
	議長・副議長・議員		3.30月分
退職手当	市長	(算定方式)	給料月額×50.4/100×在職月数
	副市長		給料月額×35/100×在職月数

(注) 本市の厳しい財政事情を考慮して、市長8%、副市長6%の減額を実施しており、()内は減額前の給料を示しています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	1 時間	土・日曜日

(注) 1 勤務場所によっては始業、終業、週休日異なる場合があります。

2 支所、市民課、国保・年金課など各種の申請などの窓口のある課では、11 時から 14 時の間に交替で休憩しています。

(例)

パターン	勤務時間	休憩時間	勤務時間
A	～11:00	11:00～12:00	12:00～
B	～12:00	12:00～13:00	13:00～
C	～13:00	13:00～14:00	14:00～

(2) 休暇の状況

種類		休暇の概要、取得の要件など	取得可能日数など
有給 休暇	年次休暇	法定休暇	1 年度につき 20 日（前年度からの繰越日数の上限が 20 日のため、最高 40 日）
	療養休暇	負傷または疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合	・公務災害・通勤災害の場合は必要と認められる期間 ・その他の場合は 90 日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡など、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 【主な休暇】 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、リフレッシュ休暇、夏季休暇など	公民権の行使：必要と認められる期間 産前休暇：8 週間以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に出産の日まで 産後休暇：出産後 8 週間 忌引：父母の場合 7 日など 結婚休暇：連続する 7 日 リフレッシュ休暇：30 年勤続 3 日 20 年勤続 2 日 夏季休暇：5 日
無給 休暇	介護休暇	負傷、疾病または老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ通算して 6 月を超えない範囲内で必要と認められる期間

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1 年度につき 20 日付与され、残日数は翌年度に限り繰り越すことができます。令和 4 年度の職員 1 人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

平均取得日数（全部局） 14.0 日

(イ) その他の休暇

負傷または疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合や選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡など、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合の特別休暇や介護休暇が設けられています。

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業

職員が満3歳に満たない子を養育する場合に認められる休業制度です。育児休業中の給与は支給されません。令和4年度の取得者数は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	男性	女性	合計
育児休業取得者数	33	118	151
うち新規取得者数	33	51	84

※会計年度任用職員を含みます。

(2) 育児のための部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に、正規の勤務時間の始めまたは終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲で、30分を単位として必要な時間に取得できる休業制度です。令和4年度の取得者数は、以下のとおりです。

区分	男性	女性	合計
部分休業取得者数	2	37	39
うち新規取得者数	2	10	12

※会計年度任用職員を含みます。

※小学校就学後は、部分休業とは別の制度として子育て部分休暇が設けられています。

(3) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることができる制度です。育児短時間勤務をしている期間は、給与が減額されます。令和4年度の取得者数は、以下のとおりです。

区分	男性	女性	合計
育児短時間勤務者数	0	3	3
うち新規取得者数	0	2	2

(4) 自己啓発休業

職員が大学等課程の履修・国際貢献活動を行う場合で、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときに、上限の範囲内で休業できる制度です。休業により勤務しない時間は給与を減額します。

※令和4年度の取得者はいません。

(5) 修学部分休業

職員が大学等の教育施設で就学する場合で、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときに、休業できる制度です。休業により勤務しない時間は給与を減額します。

※令和4年度の取得者はいません。

(6) 高齢者部分休業

55歳に達した後の最初の4月1日を迎えた職員が希望する場合で、公務の運営に支障がないと認められるときに、勤務時間を短縮することができる制度です。休業により勤務しない時間は給与を減額します。

※令和4年度の取得者はいません。

(7) 配偶者同行休業

外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と外国で生活を共にするため、公務の運営に支障がないと認めるときは、休業できる制度です。休業期間中の給与は支給されません。

※令和4年度の取得者はいません。

(8) その他

(ア) 育児のための早出遅出勤務

職員が育児を行うため1日の勤務時間数を変えることなく、あらかじめ定められた特定の時刻を始業、就業とする勤務です。

区分	男性	女性	合計
育児のための早出遅出勤務取得者数	3	9	12
うち新規取得者数	2	7	9

※介護や疲労蓄積防止等のための早出遅出勤務制度もあります。

(イ) 深夜勤務および時間外勤務の制限及び免除請求

時間外勤務制限は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、免除は3歳に満たない子を養育する職員が対象となり、請求した場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、決められた時間を超えて時間外勤務を行うことができません。深夜勤務の制限は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が対象で、請求した場合は、公務の正常な運営を様食べる場合を除き、深夜に勤務することができません。

※令和4年度の請求はありません。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、心身の故障などにより職員が職務を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的として行われる処分です。令和4年度の状況は以下のとおりです。

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第1号 第1項第3号	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	81	0	81
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0	0	0
刑事事件に関し、起訴された場合	第28条第2項第2号	0	0	0	0	0
失職した場合	第28条第4項	0	0	0	0	0
合計		0	0	81	0	81

(注) 1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

3 会計年度任用職員を含みます。

【松山市分限処分運用基準】

公務能率の向上と少数精鋭の組織体制を実現するうえで、より厳格な分限処分の運用が求められていることから、処分の対象となり得る職員の判定方法や対応措置、措置を講じても回復が見られない場合などに適切な処分を運用するために必要となる事項などを定めた「松山市分限処分運用基準」を平成19年5月に策定しています

この基準に基づき、勤務実績が良くない職員に対して約3ヶ月間の「特別指導プログラム」を実施し、その結果を検証して分限処分などを行っています。

(参考) 下位の職位への希望降任者はいませんでした。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の服務義務違反に対する責任を追及して行われる処分です。令和4年度の状況は、以下のとおりです。

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	1	0	1
合計		0	0	1	0	1

(注) 1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

7 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理制度について

離職後に営利企業等に再就職した元職員が離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、原則職員へ再就職先に関する契約事務等について、職務上の行為をする（しない）ように働きかけることを禁止しています。それに伴い、管理職員であった者が離職後2年間に再就職した場合、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

(2) 再就職状況

松山市職員の退職管理に関する条例第3条の規定による届け出を受けた件数は5件です。

（部長級2名・副部長級3名）

8 職員の研修の状況

令和4年度職員研修の取組み状況は以下のとおりです。

区分		研修名など
職場研修		各職場で職務遂行に必要な能力などの習得・向上を図る
職場外研修	基本研修	階層別研修 新規採用職員研修、採用2年目職員研修、採用3年目職員研修、採用6年目職員研修、新任主任研修、新任主査研修、新任副主幹研修、新任課長研修、主査養成研修、会計年度任用職員研修 ほか
		特別研修 評価者研修、行政対象暴力対策研修、インストラクター研修、人事労務管理研修、メンタルヘルス研修、フォローシップ研修、DX推進研修 ほか
	専門研修	選択制研修 法制執務研修、データ分析・活用研修、キャリアデザイン研修、キャリアシフトチェンジ研修、アサーティブコミュニケーション研修、レジリエンス（逆境力）研修、ワンペーパー資料作成研修、市民活動体験研修 ほか
		専門機関研修 全国市町村国際文化研修所、市町村職員中央研修所、愛媛県研修所 ほか
	派遣研修	実務研修 中央省庁・民間企業等への長期実務研修 ほか
自主研修		インターネット動画研修、通信教育講座受講支援制度、資格取得助成制度 ほか

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る負担状況

共済組合への負担金	愛媛県市町村職員共済組合	4,302,721 千円
	公立学校共済組合愛媛県支部	75,905 千円
松山市職員共済会への負担金		25,777 千円

(2) 公務災害等の状況

種別	令和3年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取下げ 件数	令和4年度末現在 未処理件数
公務災害	0	34	34	0	0	0
通勤災害	0	4	4	0	0	0

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	令和3年度末 係属件数	措置要求件数	終結件数	令和4年度末 係属件数
給与	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0
福利厚生	0	0	0	0
任用	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

区分		令和3年度末 係属件数	審査請求件数	終結件数	令和4年度末 係属件数
分 限 処 分	降任	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0
	降給	0	0	0	0
懲 戒 処 分	戒告	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0
その他		0	0	0	0
計		0	0	0	0

【参考】障がい者である職員の任免の状況

1 松山市

A 任免状況												
① 職員の数 ((注意) 2、3参照)			② 除外職員の数 ((注意) 3、4参照)			③ 旧除外職員の数 ((注意) 3、5参照)						
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の総数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の総数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の総数 = g+(h×0.5)				
2,998 人	86 人	3,041 人	0 人	0 人	0 人	580 人	10 人	585 人				
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 ((注意) 3、6参照)												
(i) 重度身体障害者	(ii) 重度身体障害者以外の身体障害者	(iii) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(iv) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(v) 身体障害者の数 =(i×2)+ii+iii+(iv×0.5)	(vi) 重度知的障害者	(vii) 重度知的障害者以外の知的障害者	(viii) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(ix) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(x) 知的障害者の数 =(vi×2)+vii+(viii×0.5)	(xi) 精神障害者	(xii) 精神障害者である短時間勤務職員	(xiii) 精神障害者の数 =xi+iiiii
24 人 (0)	19 人 (1)	2 人 (0)	1 人 (1)	69.5 人 (2)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	16 人 (3)	7 人 (2)	23 人 (5)
B 上記に基づく計算												
⑤ 現在設定されている除外率((注意) 7参照)	⑥ 基準割合 =(③i/(①c-②f))×100 ((注意) 8、9参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 ((注意) 10参照)	⑧ 適用される除外率 ((注意) 11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②f-(①c-②f)×⑧ ((注意) 12参照)	⑩ 障害者計 =④ホ+④ヌ+④フ ((注意) 13参照)	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 ((注意) 14参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 ((注意) 15参照)					
0 %	19 %	0 %	0 %	3,041 人	92.5 人	3.04 %	0 人					
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数												
区 分			人 数	区 分			人 数	区 分			人 数	
視覚障害者 (第1号に該当する者)	視力障害	3 人	肢体不自由者 (第4号に該当する者)	上肢不自由	9 人	内部障害者 (第5号に該当する者)	心臓機能障害	11 人				
	視野障害	1 人		下肢不自由	11 人		じん臓機能障害	4 人				
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害	1 人		体幹機能障害	2 人		呼吸器機能障害	0 人				
	平衡機能障害	0 人		上肢機能障害	0 人		ぼうこう又は直腸機能障害	2 人				
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)	0 人	移動機能障害		1 人	小腸機能障害		0 人					
								免疫機能障害	1 人			
								肝臓機能障害	0 人			

備考 令和5年6月1日現在の任免の状況です。

2 教育委員会

A 任免状況												
① 職員の数 ((注意) 2、3参照)			② 除外職員の数 ((注意) 3、4参照)			③ 旧除外職員の数 ((注意) 3、5参照)						
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の数 = g+(h×0.5)				
401 人	40 人	421 人	0 人	0 人	0 人	33 人	0 人	33 人				
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 ((注意) 3、6参照)												
(f) 重度身体障害者	(g) 重度身体障害者以外の身体障害者	(h) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(i) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(k) 身体障害者の数 =(f×2)+g+h +(i×0.5)	(e) 重度知的障害者	(j) 重度知的障害者以外の知的障害者	(l) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(m) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(n) 知的障害者の数 =(j×2)+l+m +(n×0.5)	(r) 精神障害者	(s) 精神障害者である短時間勤務職員	(t) 精神障害者の数 =r+s
3 人 (0)	1 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	7 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	5 人 (0)	0 人 (0)	5 人 (0)
B 上記に基づく計算												
⑤ 現在設定されている除外率((注意) 7参照)	⑥ 基準割合 =(③i)/(①c-②f)×100 ((注意) 8、9参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 ((注意) 10参照)	⑧ 適用される除外率 ((注意) 11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②f-(①c-②f)×⑧ ((注意) 12参照)	⑩ 障害者計 =④ホ+④ヌ+④フ ((注意) 13参照)	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 ((注意) 14参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 ((注意) 15参照)					
0 %	7 %	0 %	0 %	421 人	12 人	2.85 %	0 人					
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数												
区 分		人 数	区 分		人 数	区 分		人 数				
視覚障害者 (第1号に該当する者)	視力障害	1 人	肢体不自由者 (第4号に該当する者)	上肢不自由	1 人	内部障害者 (第5号に該当する者)	心臓機能障害	0 人				
	視野障害	0 人		下肢不自由	2 人		じん臓機能障害	0 人				
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害	0 人		体幹機能障害	0 人		呼吸器機能障害	0 人				
	平衡機能障害	0 人		上肢機能障害	0 人		ぼうこう又は直腸機能障害	0 人				
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)	0 人	移動機能障害		0 人	小腸機能障害		0 人					
							免疫機能障害	0 人				
							肝臓機能障害	0 人				

備考 令和5年6月1日現在の任免の状況です。

3 公営企業局

A 任免状況												
① 職員の数 ((注意) 2、3参照)			② 除外職員の数 ((注意) 3、4参照)			③ 旧除外職員の数 ((注意) 3、5参照)						
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の総数 = g+(h×0.5)				
261 人	4 人	263 人	0 人	0 人	0 人	147 人	1 人	147.5 人				
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 ((注意) 3、6参照)												
(f) 重度身体障害者	(g) 重度身体障害者以外の身体障害者	(h) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(c) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(d) 身体障害者の数 =(f×2)+g+h +(c×0.5)	(e) 重度知的障害者	(b) 重度知的障害者以外の知的障害者	(f) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(j) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(k) 知的障害者の数 =(b×2)+f+j +(j×0.5)	(l) 精神障害者	(m) 精神障害者である短時間勤務職員	(n) 精神障害者の数 =l+m
2 人 (0)	2 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	6 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	1 人 (0)	0 人 (0)	1 人 (0)
B 上記に基づく計算												
⑤ 現在設定されている除外率((注意) 7参照)	⑥ 基準割合 =(③i)/(①c-②d)×100 ((注意) 8、9参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 ((注意) 10参照)	⑧ 適用される除外率 ((注意) 11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②f-(①c-②f)×⑧ ((注意) 12参照)	⑩ 障害者計 =④ホ+④ヌ+④フ ((注意) 13参照)	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 ((注意) 14参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 ((注意) 15参照)					
30 %	56 %	35 %	30 %	185 人	7 人	3.78 %	0 人					
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数												
区 分			人 数	区 分			人 数	区 分			人 数	
視覚障害者 (第1号に該当する者)	視力障害		0 人	肢体不自由者 (第4号に該当する者)	上肢不自由		0 人	内部障害者 (第5号に該当する者)	心臓機能障害		1 人	
	視野障害		0 人		下肢不自由		0 人		じん臓機能障害		1 人	
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害		1 人		体幹機能障害		0 人		呼吸器機能障害		0 人	
	平衡機能障害		0 人		上肢機能障害		0 人		ぼうこう又は直腸機能障害		1 人	
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)			0 人		移動機能障害		0 人		小腸機能障害		0 人	
							免疫機能障害		0 人			
							肝臓機能障害		0 人			

備考 令和5年6月1日現在の任免の状況です。

上記1から上記3までの表に係る注意事項は次のとおりです。

〔注意〕

- 1 二以上の障害を有する者については、いずれか一の障害のみについて記載すること。
- 2 ①欄には、当該機関に常時勤務する職員の数を記載すること。
- 3 ①a欄、②d欄、③g欄並びに④(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ル)欄は、短時間勤務職員を除くこと。
- 4 ②欄には、〔参考1〕に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。
- 5 ③欄には、〔参考2〕に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。
- 6 ④欄の()内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 7 ⑤欄には、直近に提出した障害者任免状況通報書の⑧欄「適用される除外率」に記載した数を記載すること。合併により新たに生じた機関あるいは合併等により新たに通報義務が生じた機関においては、⑤欄は記入せず、A欄、Bの⑥欄から⑫欄まで及びC欄を記入すること。
- 8 ⑥欄には、当該年度の6月1日時点における基準割合を記載するものであること。
- 9 ⑥欄には、小数点以下第1位を切り捨てた数を記載すること。
- 10 ⑦欄には、〔参考3〕に従い、基準割合(⑥)に応じた除外率の数字を記入すること。基準割合が25%未満であるときは0とすること。
- 11 ⑧欄には、⑤欄の数と⑦欄の数の差が10以上となるときは⑦欄の数を、10以上とならないときは⑤欄の数を記載すること(合併等により⑤欄に記入しなかった機関においては、⑦欄の数を記載すること。)
- 12 ⑨欄には、職員の数(①c)から除外職員数(②f)及び除外率相当職員数((①c-②f)×⑧)。1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数を控除した数を記載すること。
- 13 ①c欄、②f欄、③i欄、④(ホ)、(ス)及び(ウ)欄並びに⑩欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 ⑪欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 15 ⑫欄には、⑩欄の数を⑨欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること。)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

〔参考1〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第1に掲げる職員

○警察官 ○皇宮護衛官 ○自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに陸上自衛隊高等工科大学の生徒 ○刑務官及び入国警備官 ○密輸入の取締りを職務とする者 ○麻薬取締官及び麻薬取締員 ○海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校及び海上保安学校の学生及び生徒 ○消防吏員及び消防団員 ○在外公館(政府代表部を除く。)に勤務する外務公務員(令和6年12月31日までの間)

〔参考2〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第3に掲げる職員

○国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第3項第2号から第11号までに掲げる職員(同項第9号に掲げる職員については、就任について国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。)及び船員である職員 ○裁判官、検察官、大学及び高等専門学校(昭和25年法律第261号)第3条第3項第1号に掲げる職(就任について地方公共団体の議会の議決又は同意によることを必要とする職に限る。)及び第4号に掲げる職に属する職員 ○国会の衛視 ○法廷の警備を職務とする者 ○漁業監督官及び漁業監督吏員並びに森林警察を職務とする者 ○航空交通管制官 ○医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師 ○小学校、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び幼稚園の教育職員 ○児童福祉施設において児童の介護、教護又は養育を職務とする者 ○動物検疫所の家畜防疫官及び猛獣猛禽又は種雄牛馬の飼養管理を職務とする者 ○航空機への搭乗を職務とする者 ○鉄道車両、軌道車両、索道搬器又は自動車(旅客運送事業用バス、大型トラック及びブルドーザー、ロードローラーその他の特殊作業用自動車に限る。)の運転に従事する者 ○鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者 ○とび作業、トンネル内の作業、いかだ流し、潜水その他高所、地下、水上又は水中における作業を職務とする者 ○伐木、岩石の切出しその他不安定な場所において重量物を取り扱う作業を職務とする者 ○建設用重機械の操作、起重機の運転又は玉掛けの作業を職務とする者 ○多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者

〔参考3〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第4

基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)
95%以上	75%	70%以上75%未満	50%	45%以上50%未満	25%
90%以上95%未満	70%	65%以上70%未満	45%	40%以上45%未満	20%
85%以上90%未満	65%	60%以上65%未満	40%	35%以上40%未満	15%
80%以上85%未満	60%	55%以上60%未満	35%	30%以上35%未満	10%
75%以上80%未満	55%	50%以上55%未満	30%	25%以上30%未満	5%